

北区歴史と文化の八十八選再整備業務 公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

北区歴史と文化の八十八選再整備業務

2 事業概要及び業務目的

「北区歴史と文化の八十八選事業」（以下「八十八選」という。）は、平成2年度に、区内の歴史的・文化的遺産から88か所を選定し、後世に伝えることを目的として始まった事業である。

選定された88か所を5つのコースに分けて巡回できるようにしており、各地点の特徴についてまとめた、「北区歴史と文化の八十八選コースガイド」（以下「コースガイド」という。）と、北区の地図の中に八十八選の位置と名称が記されている「北区ガイド」をセットで使用する形となっている。

88か所の各地点に案内板を設置しており、参加者がその案内板に記載してある1文字のキーワードを順に並べると、1つの文章が作られる仕組みとなっており、完成させた参加者には景品を提供している。また、平成30年度からはコースガイドと北区ガイドを区内の小学校4年生へ配布しているほか、郷土史家と応募のあった市民とで郷土史家の解説を聞きながら実際に八十八選を見て歩く街歩きを実施している。

しかし、事業開始から30年以上経過し、八十八選の選定対象の逸失や案内板の老朽化、また、コースガイドの情報量が少ないことや、観光客といった新たな利用者の開拓ができていない問題点を抱えている。

本業務は、「北区歴史と文化の八十八選」について、以上のような問題点を解決するための再整備を行うことにより、八十八選の利用促進を目的としたものである。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

(1) 案内板の修繕

ア プレートの交換

- ・八十八選の案内板のうち、別添1の1に記載する案内板のプレートをステンレス製に交換すること。
- ・デザインなどは、既にステンレス製に交換済みの案内板に倣うこと。

(規格)

- ・プレート：SUSHLt1.5 四方折曲、文字エッチング
- ・サイズ：300mm×300mm×40mm
- ・文字、図柄：黒1色

- ・その他：仕様図面は別添２のとおり。

イ 案内板の再設置

- ・別添１の２（１）については、案内板を既に撤去しているため、基礎からプレートまで一式を制作し再設置すること。
- ・別添１の２（２）については、案内板は一時的に撤去しているため、プレートを交換したうえ再設置すること。

（４（１）ア、イについて）

- ・案内板の修繕に当たっては、４（１）ウに記載の新たな機能の追加を踏まえたうえで実施すること。
- ・案内板のテキストデータは発注者が提供し、プレートのデザインや文面について事前にデータなどで発注者の了承を得ること。
- ・現地作業に必要な手続は受託者が行い、それに係る経費は受託者が負担すること。
- ・撤去した部材などは、受託者が適切な方法で処理をすること。
- ・再設置で埋め込みが必要な場合は、再設置後に原状回復すること。
- ・進捗を把握するため、施工前後の案内板について、写真等で報告すること。
- ・案内板の大部分は屋外にあることから、11月末までに屋外業務を終えること。

ウ 案内板への機能追加

- ・八十八選の案内板に、他の実施内容と連係し相乗効果を発揮するような、新たな機能を追加すること。
- ・４（２）で復元した八十八選を、その案内板を通じて、スマートフォンなどで見ることができるようにすること。
- ・具体的な手法や内容については提案内容によるものとする。

（２）八十八選の復元

- ・ＩＣＴを用いて、既に解体・撤去されている八十八選（別添１の３）を復元すること。
- ・具体的な手法については提案内容によるものとする。

（３）コースガイドのリニューアル

- ・市民の活用を前提とし、特に小学校での活用を考慮したものとする。
- ・八十八選１か所あたりの解説量を増やすこと。
- ・案内板の位置が分かるような地図を組み込むこと。
- ・ノベルティの提供条件を見直すなど、利用促進につながるものとする。
- ・規格やデザイン、小学校での活用やノベルティの提供条件の見直しなどについては提案内容によるものとする。

（４）新たな利用者の開拓

- ・観光客（国内外を含む。）を対象とし、八十八選に足を運ぶような取組を検討し実施すること。
- ・具体的な取組は提案内容によるものとする。

(5) 総合案内板の検討

- ・八十八選のコースそれぞれに設置している総合案内板（別添1の4）の必要性や在り方を、他の実施内容と一体的に検討し、提案すること。

（共通条件）

- ・4（1）から（5）までの提案内容は、市民や観光客の利用促進につながるような、ICT技術の活用やそれぞれの業務内容の関係を考慮したものとし、再整備後の八十八選の全体像を示すこと。
- ・WEBアプリの開発や、サーバの構築及び民間サーバの利用は想定しておらず、サーバ利用を伴う提案については、本市サーバを用いることを前提とする。
- ・テキストデータが必要なものは、原則発注者から提供する。
- ・4（3）コースガイドなど印刷物の制作が想定される業務内容は、デザイン制作までを必須とする。
- ・イベントの実施を提案する場合は、後年次も実施可能（数十万円を想定）な提案とすること。
- ・ランニングコストが発生するような提案内容は想定していない。
- ・その他、実施内容に疑義がある場合は、随時発注者と協議をして決定すること。

(6) 計画書、報告書などの作成

- ・実施計画書・工程表、中間報告書及び業務報告書等を作成し、発注者に提出すること。
- ・中間報告書の提出時期や内容などは発注者と別途協議のうえ決定すること。

ア 契約後速やかに提出する書類

- ・業務実施計画書 1部
- ・業務工程表 1部

イ 適切な時期に提出する書類

- ・中間報告書 1部

ウ 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了届 1部
- ・業務報告書 2部
- ・参考資料 一式

※各報告書の電子データ（PDF形式、Microsoft Word形式又はExcel形式）

(7) 打合せの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて、発注者と打合せを行うこと。

5 企画提案を求める事項

4の業務内容のうち、以下について企画提案書を作成するものとする。

(1) 案内板の修繕

4 (1) ウに記した、案内板への機能追加について示すこと。

(2) 八十八選の復元

4 (2) に記した、八十八選の復元手法について示すこと。

(3) コースガイドのリニューアル

4 (3) に記した、リニューアル後のコースガイドについて示すこと。

(4) 新たな利用者の開拓

4 (4) に記した、観光客を対象とした取組について示すこと。

(5) 総合案内板の検討

4 (5) に記した、総合案内板の在り方について示すこと。

また、提案内容を実施する際の見積りを別途示すこと。

(6) 八十八選の全体像

I C Tの活用や業務内容の連係を考慮した、再整備後の八十八選の全体像を示すこと。

(7) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者等を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 業務のプロセス及びスケジュールを示すこと。

(8) 独自提案事項

当該業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要・効果的と考える事柄があれば提案すること。

(9) 見積

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 予算規模（契約限度額）

10,253,000円（消費税及び地方消費税を含む）を契約限度額とする。

7 契約

公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結するものとする。ただし、協議の中で企画提案内容の一部を変更する可能性がある。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は、契約候補者が「8 参加資格」に該当しないこととなった場合は、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の契約を締結する。

8 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。
 - (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
 - (6) 直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者でないこと。
 - (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
 - (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(9)を満たす必要がある。
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和 4 年 5 月 9 日（月）
イ 質問受付締切	令和 4 年 5 月 16 日（月）17 時必着
※下記(3)参照	
ウ 参加申込書の提出期限	令和 4 年 5 月 20 日（金）17 時必着
※下記(2)参照	
エ 企画提案書の提出期限	令和 4 年 6 月 6 日（月）17 時必着
※下記(2)参照	
オ ヒアリング	令和 4 年 6 月 10 日（金）【予定】
カ 提案事業者への選定結果の通知	令和 4 年 6 月中旬【予定】

※提出期限を過ぎた場合は受理しない。

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)に記載の提出期限までに、担当課へ郵送又は持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式１） １部

イ 企画提案書及び参考見積書 正本：１部、審査用：１０部

- ・ A４縦、両面印刷とし、表紙には「１ 業務名」を記載すること。
- ・ 正本（１部）は、表紙に提案者の社名、担当部門、責任者を明示すること。
- ・ 審査用（１０部）は、審査の公平公正を期するため、表紙及び企画提案書内に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

ウ 上記イの電子データ（CD 又は DVD） １部

(3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、上記(1)に記載の提出期限までに、所定の書面(様式２)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に対し随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものは、内容を札幌市ホームページで公表する。

イ 送付先電子メールアドレス

kita.chousei@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) 北区歴史と文化の八十八選再整備業務質問書」とすること。

(4) 留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

10 選定方法

本市関係部局の職員等からなる「北区歴史と文化の八十八選再整備事業公募型企画競争実施委員会」の審査において、別添３「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 参加資格の確認

ア 参加資格については、「８ 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 提案者の数によっては実施委員会委員長の決定により、一次審査（提出書類に基づく書類審査）を実施する場合がある。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) 審査

本市が設置する実施委員会で別に期日を定め、企画提案者（一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案者）によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行う。

ア 提出書類及びヒアリングに基づき、別添3「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、実施委員会が定める最低基準点（総合得点の6割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約候補者とする。また、提案者が1者であった場合、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり約25分（提案説明15分、質疑応答10分）を想定し、個別に行う。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

オ 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

(3) 委託相手方の選定及び契約について

契約は、選定された契約候補者と担当課の間で実際の業務内容や詳細を協議のうえ締結する。

この協議の中で企画提案内容の一部を変更する可能性があり、企画書の内容が実際の業務内容ではないことに留意すること。また、契約候補者が「8 参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

13 留意事項

(1) 以下のいずれかに該当した場合は失格とし、提出された企画提案に関する評価を行わない、又は、契約候補者としての選定を取り消す。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかったとき

イ 企画提案者が審査の公平性を害する行為をおこなったとき

ウ 企画提案者が不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

エ 企画提案者参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

オ 企画提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

カ その他、企画提案者が本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しないとき

(2) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

14 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

(2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

15 問合せ先

〒001-8612 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1

札幌市北区役所市民部地域振興課まちづくり調整担当係 担当：相澤、佐々木

電話：011-757-2407、メールアドレス：kita.chousei@city.sapporo.jp

「再整備対象案内板」

1 プレートの交換のみ必要な案内板

①・②・③・⑥・⑧・⑨・⑩・⑪・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・
 ㉙・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・
 ㊾・㊿・㉟・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿

2 プレートの交換に加え、別の作業を伴うもの

- (1) 支柱の制作、再設置を伴うもの ㉚
- (2) 再設置を伴うもの ㊿

3 八十八選の復元が必要なもの

㉚・㊿

※なお、75 については、撤去前に撮影した動画及び写真の提供が可能である。

4 総合案内板設置場所

- (1) 「北区北 12 条西 3 丁目（南北線北 12 条駅周辺）」
- (2) 「北区北 24 条西 5 丁目（サンプラザ周辺）」
- (3) 「南北線麻生駅 1 番出口壁面」
- (4) 「篠路コミュニティセンター敷地内」
- (5) 「北区東茨戸 132-1」

5 その他

- (1) 1 から 3 までの丸囲みの数字は「北区歴史と文化の八十八選コースガイド」の番号と対応している。

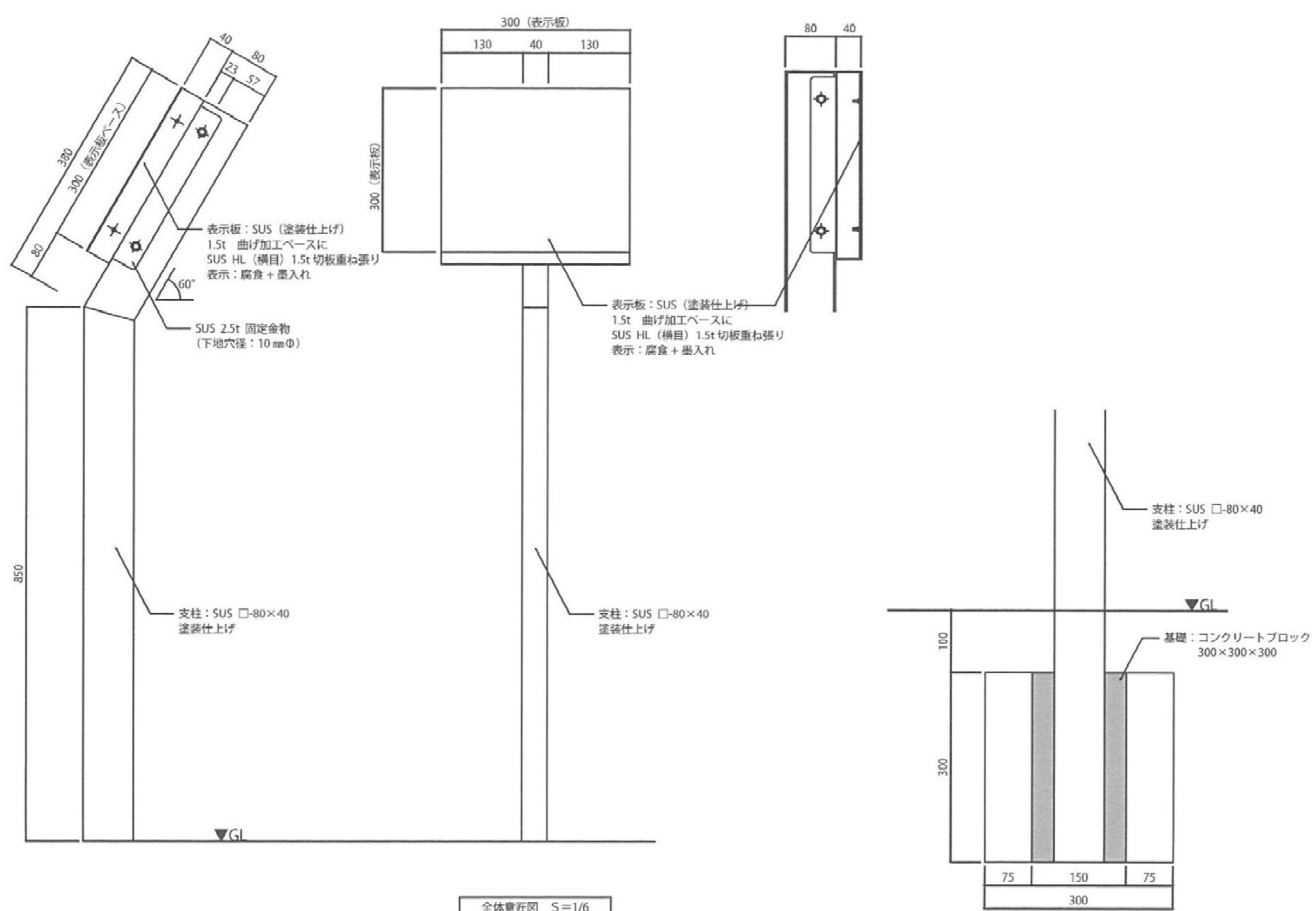
コースガイド及び八十八選の場所を示した地図資料「北区ガイド」は、北区役所で配布している。

また、以下のホームページでも案内板の位置を公開している。

<https://www.city.sapporo.jp/kitaku/syokai/rekishi/88sen/index.html>

- (2) 原則、案内板は 1 本の支柱に 1 枚のプレートが取り付けられているが、34 から 38、51 から 55、56 から 58、73 から 74 については、1 本又は複数本の支柱に複数枚のプレートが取り付けられており、現況の図面がないため現地で確認をすること。

「案内板仕様図面」



「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
問題点や課題の把握	・再整備に係る一連の提案内容や想定される成果物や効果は、当業務の問題点や課題を十分に把握したものとなっているか。	3	15
各施策の内容 5 (1) から5 (5) 関連	・ 5 (1) から 5 (5) までの、再整備に係る一連の提案内容や想定される成果物や効果は、業務目的に沿っており、効果的かつ実現可能なものとなっているか。	7	35
I C Tの活用や業務内容の連係 5 (6) 関連	・ 5 (6) で示された再整備後の八十八選の全体像は、I C Tの活用や、それぞれの業務内容の連係が考慮されたものとなっているか。	5	25
実施体制・ 実施スケジュール 5 (7) 関連	・業務のプロセスが合理的なものとなっているか。 ・スケジュールが履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制となっているか。	1	5
独自提案 5 (8) 関連	・業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか。	3	15
経費の妥当性 5 (9) 関連	・提案内容に対して積算額が妥当であるか。	1	5
		合計	100